

小平市補助金等見直し検討委員会  
検討結果報告書

平成21年12月

小平市補助金等見直し検討委員会

## 目 次

はじめに

1	小平市における補助金等の現状について……………	1
2	これまでの取り組みと補助金等見直し検討委員会設置経過……	1
3	補助金等交付基準の考え方……………	2
4	委員会の審議経過……………	3
5	今後の補助金制度のあり方……………	5
6	検討結果……………	9

むすび

### 参考資料

委員名簿

小平市補助金等見直し検討委員会設置要綱

委員会スケジュール

小平市補助金評価票

補助金交付要綱

はじめに

本委員会は、平成21年3月26日に設置されました。設置の目的は、補助金等の見直しにおける基本的な方針について審議するとともに、個々の補助金等についても審査・評価を行い、見直しの方向性について提言するものです。

小平市では平成15年1月に「小平市補助金等検討委員会報告書（中間のまとめ）」を作成し、補助金制度の基本的な考え方について整理を行いましたが、今回はその内容に沿って現在ある補助金の評価を行うとともに、今後の補助金のあり方についてもまとめました。

## 1 小平市における補助金等の現状について

平成20年度予算における小平市の補助金等の現状として、補助金等支出総額は約18億9,431万円となっており、一般会計予算に占める割合としては約3.8パーセントとなっています。これらの支出については、公益上の必要性について十分に吟味し、その客観性及び妥当性を明確にしなければならないものですが、補助対象については、当初は公益上補助する必要性が存在していたものの団体の設立目的からみて現在までに一定の目的を果たしたものや、時代の変遷により新たに公益上育成の必要な団体の発生等が考えられます。

一方、小平市の財政状況ですが、税収の落ち込み、少子高齢化に伴う施策や既存の公共施設の維持管理などへの固定的な支出によって、現在実施している行政サービスの供給についても厳しくなっています。このため、財政基盤の健全化に向けて、市税の徴収強化、市有財産の売却、広告収入の確保などとともに、定期的な補助金等の見直しを推し進めていくことで自主財源の確保に努める必要があります。

## 2 これまでの取り組みと補助金等見直し検討委員会設置経過

補助金等については毎年の予算編成時に個別に見直しがされています。また、平成13年度から平成14年度にかけては小平市補助金等検討委員会が設置され、必要性、公益性、効果性、代替性の4つの判定基準により補助金を個別に評価した上で7件の補助事業を廃止する方針を打ち出す等、一定の成果をあげてきました。しかしながらこれまでの検討はすべて行政内部によるものであり、外部からの意見が聴取されてこなかったため、より客観的・民主的な見直しを行うべく、市民委員を交えた本委員会が平成21年3月に設置されました。

### 3 補助金等交付基準の考え方

市では、補助金交付にあたっては、従来から公益性、効果性などから多面的に分析してその適否を判断してきましたが、今後も統一的な基準にもとづいて判断することが望ましいと考えます。そこで、改めて団体への補助金交付の基準をここに列挙することとします。

#### (1) 公益性

- ① 補助団体の活動が、当該団体以外にも受益が及ぶものであること
- ② 補助団体の活動により第三者に受益がある場合、その範囲が人・地域とも限定的でないこと
- ③ 団体が行う活動が市民生活の質的向上に密着したものであること

#### (2) 効果性

- ① 補助金と比較して繰越金の額が多額でないこと
- ② 団体の予算規模に対して、補助額は適正であること
  - ・・・補助額が少なすぎる場合は財政的援助価値が低く、一方で多すぎる場合は補助金への依存体質を強め、自己財源の確保等自らの努力で運営を行うという姿勢が希薄になりがちのため
- ③ 補助金が具体的な事業実施のために使用されていること

#### (3) 公正性

- ① 決算書だけでなく帳簿や領収書などで使途の確認をすることができること
- ② 補助事業の成果を公表していること
- ③ 団体が自主財源の確保につとめていること 会費等の本人負担額が適正

であること

(4) 優先度

- ①事業の目的・内容・実施時期等において、今補助しなければならない、もしくは中止できないものであること
- ②団体の行う補助事業が、長期総合計画等、市の施策の一環としてとらえられるものであること

(5) 効率性

- ①補助金を支出したことによる費用対効果を具体的に説明できること
- ②サンセット方式になっていること
- ③補助団体の事務を団体において自立して行っていること

(6) 必要性

- ①他に類似の事業がないこと
- ②行政が補助金支出という手段で関与する妥当性があること
- ③事業を実施しなかった場合、マイナスの影響が大きいこと

#### 4 委員会の審議経過

(1) 検討範囲の設定

今回の検討委員会では、限られた時間の中で一定の成果をあげるため、下記の手順で検討範囲を絞りました。

- ① 平成20年度に「19節 補助金」で予算措置されたもののうち、個人への補助は除外し、団体への補助を対象とする。
  - ② ①のうち、補助開始後10年以上経過しているものを対象とする。
- これは、団体への補助は団体の予算・決算額にかかわらず毎年定額を交付

し続けているものが多く、必ずしも実態に即した交付がされているわけではない傾向がみられることと、事前に市が行った分析によると「10年以上経過しているもの」が平成20年度予算における補助金等支出総額約18億9,431万円のうち11億9,679万円で63.2%（件数では69.4%）を占めており、まずは古いものから重点的に精査する必要があると考えたからです。検討範囲を絞った結果、最終的に51件が検討対象となりました。

## （2）検討の手順

個別の補助金の検討にあたっては、市が作成した「小平市補助金評価票」（参考資料）、「補助金交付要綱」を基本に、「補助金の交付申請書」、「実績報告書」、団体の「事業報告書」や「収支計算書」なども活用しました。前述の統一的基準も参照しながら各評価票を分析していった結果、現在の補助金交付については、次のような問題点が浮かび上がってきました。

- ① 補助が長期間続いており、既得権化と自立意識の希薄化が見られる
- ② 補助金交付の目的が曖昧である
- ③ 補助金交付の効果が曖昧である
- ④ 団体の予算規模に対して、極端に低率で少額な補助金がある
- ⑤ 団体の予算規模に対して、極端に高率な補助金がある
- ⑥ 自立していると思われる団体にも毎年補助を続けている
- ⑦ 補助金額に対して、繰越金・積立金が多い
- ⑧ 補助金の使途が不明確である
- ⑨ 使途や効果を検証するシステムがない
- ⑩ 事業の公益性や公平性などについて、統一的な基準がない

以上の問題点を踏まえ、本委員会では、個別に見直すべき点や今後の補助金制度のあり方について審議しました。

## 5 今後の補助金制度のあり方

補助金は市民の公益につながっていることが大前提であるという考えのもと、個別に評価を行った結果、今後の補助金制度のあり方について、以下のとおり提言します。

### (1) 目的の明確化

当委員会では10年以上の長期にわたって補助している事業について検討しましたが、中にはこの事業が一体だれのために、何のために続けられているのか、はたして本当に必要なのかと疑問に思うものがありました。一度補助金交付の決定がされると、長期にわたり補助が継続する傾向が見られます。継続が前提になってしまうと、目的が曖昧になり、達成度で判定することができなくなります。補助金交付の効果を確認するためには、目標値または判定しやすい指標を設定し、定期的に達成率を公表することが必要です。

### (2) 運営費補助から事業費補助への転換（※）

運営費を補助している団体が複数見られましたが、本来団体は、自主財源で自立した運営を行うべきものです。団体設立当初に自立を促すための補助は必要ですが、団体の運営が軌道にのった段階で事業費補助へ切り替える等、経常的な経費に対する補助は段階的に縮小・廃止していくことが望ましいと考えます。しかし、団体の性格上、運営費の補助が必要なものも考えられるため、運営費補助をする場合にはその公益性・公平性等を十分に吟味していく必要があります。

※運営費補助・・・団体の運営のために交付される補助金。用途は限定的でない。

事業費補助・・・団体が行う事業に用途を限定して交付される補助金のこと。

### (3) 補助対象経費の明確化



市からの補助金がどの費目に充当されたのかが不明確な補助金がありました。補助金の交付要綱に補助対象となる費目について明記されていても、結果としてどの支出費目に補助金が充当されたのかが明確にわかるよう実績報告書の様式を変更するなど、改善する必要があります。

また、公金の支出という観点から、補助対象経費について以下のとおり整理します。

- ① 交際費（慶弔金を含む）、懇親会に係る経費は、補助対象外とすること。
- ② 慰労を目的とした旅費は、補助対象外とすること。
- ③ 飲食費は補助対象外とすること。

#### （４）団体の財務状況の把握

団体への補助については、補助金の必要性（必要額）を判断するために、補助対象事業に関する収支の状況がわかる書類のみならず、団体の全体の財務状況のわかる書類の提出を求めるべきです。所管課においては、提出された決算書等にもとづいて団体の財務状況を分析し、財政的援助の必要性を判断していく必要があります。分析にあたっては、繰越金が多額でないか、適正な本人負担（会費徴収）がされているか、自己財源の確保に努めているか等、見直し基準の項目と照らし合わせて個別に判断することが求められます。

#### （５）繰越金・積立金について

市からの補助金と比較し、それを上回る繰越金が発生している団体が散見されました。経常的に繰越金が発生する場合は、団体の自立性が高いと思われるため、補助金額を削減するなどの見直しが必要です。また例えば、団体の周年行事など明確な目的があって繰越している場合は、会計処理上、それとわかるような積立金の項目を設定し、そこで整理すべきです。

また、補助金が積立金の財源となることは基本的に好ましくありません。基金への積立は、合理的な理由がない限り、補助対象外とするべきです。

#### (6) 団体の事務は団体で

補助団体の中には、その事務局を市が担っているものが存在しています。団体の独立を促し、市と団体との適正な関係を継続するためにも、団体の事務は団体にて行うことが望ましい形態です。また、市との協働事業で、市の直接経費での支出が可能なものについてまで安易に補助金として支出しないよう注意が必要です。

#### (7) 都制度にもとづく補助制度について

都制度にもとづく補助については、それだけで市の裁量の範囲を超えたものと思われがちですが、実際には都制度に加え、市が単独で上乘せをしたり横出ししたりするものも存在します。補助するにあたっては、この上乘せ・横出し部分についても十分整理して実施するべきです。

#### (8) 定期的見直し

時代の変遷とともに、市民のニーズは変化するものです。その時代時代に見合った制度を確立するために、補助金については定期的にゼロベースで見直す必要があります。今後はすべての補助金をサンセット方式にし、4年ごとに改廃を含めた見直しをすることを提言します。

また、全体的に補助事業の効果の検証や自己評価が十分できていないと感じられました。これでは見直しを行う際に、その事業の必要性等を第三者が判断できないため、以下のように補助事業の目的にふさわしい評価基準や成果指標を設定した上で見直すこともあわせて提言します。

- ① 一度補助が開始されると、長期間継続して交付される傾向がある。このため4年ごとの見直し時と、新たに補助制度を創設する際には、具体的な事業計画、目標数値を設定するよう団体に求め、これにより補助するか否かの判断をすること。
- ② 団体の事業計画や目標数値に基づき、達成度や効果を客観的に判断する方法を確立すること。
- ③ 事業計画や目標数値と比較し、当該団体の活動実態・実績等も勘案した上で補助金交付の効果がないと判断したものは、終期の設定をすること。
- ④ 目的が達成されたと思われる事業や自立したと見なせる団体への補助については、廃止の方向で検討すること。また、目的が達成できないと見込まれる事業への補助についても、時期を見て廃止すること。
- ⑤ 効果の有無を判断する際には、単純にその補助制度だけを取り上げて分析するのではなく、施策全体の中での当該補助事業の位置づけを明確にし、その役割を考慮すること。
- ⑥ 市民の意見を反映させる仕組みや事業仕分との統合の方法についても検討すること。

#### (9) 情報公開

透明性の確保や説明責任を果たすため、補助金名、交付の内容、補助金額、対象者数等については積極的に公表をするべきです。また、補助団体の財務状況も公表の対象とするべきです。補助金交付による効果については前述の評価指標等をもとに常に分析し、より効果的な補助金の活用について研究を進めていくことが必要です。

## 6 検討結果

個別に評価した結果は以下のとおりです。

検討した件数	継続	一部見直し
51件	23件	28件

継続：現在のところ特に指摘事項はないもの

一部見直し：一部見直しの上継続、もしくは廃止するもの

## 検討結果一覧

※該当番号は、4委員会の審議経過(2)検討の手順に挙げられた①～⑩の問題点の番号

主管課	補助内容	検討結果及び期限	国・都から市への補助	該当番号※	検討結果	
地域文化課	1	市民まつり実行委員会	継続			今年度から出店料を徴収するなど、自己財源の確保に努めていることがうかがえる。今後も活気あるまつりを継続するために、企画の工夫に期待する。
	2	国際交流協会	一部見直し 3年以内		⑦	事業規模に対して、繰越金が多い。自立的運営の促進のためにも、運営費補助は縮小していくべきである。
	3	文化振興財団	一部見直し 3年以内		⑦	積立金が多くある。今後は積立金の一定額を定め、基金を活用した事業展開をし、補助金の減額を図るべきである。
	4	自治会防犯灯電気料	継続			犯罪のない明るく住みやすいまちづくり推進のため、今後も継続して補助する。
	5	自治会防犯灯設置費	継続			犯罪のない明るく住みやすいまちづくり推進のため、今後も継続して補助する。
	6	自治会掲示板	一部見直し 1年以内		②・③	補助件数が非常に少なく、需要に見合っていない。現在は新設・建替のみの補助だが、修理代も補助するなどして補助対象を拡大し、ニーズにあった補助制度にすることが望ましい。申請件数が増えないようであれば、廃止を含め検討すること。
防災安全課	7	自主防災組織	一部見直し 3年以内		③	全世帯のうち20%しか加盟していない。PRが不足しているのではないかと。加盟率を高めていくよう具体的な目標値を定めた計画をたてるべきである。
	8	防犯協会	一部見直し 1年以内		③	活動のアピールが少ない。補助金を交付したことによる効果が明確になるような事業展開を望む。

	9	自治会消火器	一部見直し 1年以内		③	補助件数が少なく、補助する意味が希薄である。設置費だけでなく、薬剤の充てんも補助するなど、ニーズに見合った補助制度とするべきである。申請件数が増えないようであれば、廃止を含め検討すること。
職員課	10	職員互助会	継続			厳しい社会状況の中、組織内部への補助として今後も厳格な運営を望む。
保育課	11	私立幼稚園協会 一般事業費	一部見直し 3年以内		②・③	156万円という定額の補助だが、内容は運営費であり、特定の事業に充当されておらず、算出根拠が不明確である。定額の補助は廃止し、個別の事業費補助へ転換する必要がある。
	12	私立幼稚園協会 心身障害児教育	一部見直し 1年以内		⑧	補助金の充当先が不明確である。実績報告書の様式を変更し、充当先を明確にするべきである。
	13	私立幼稚園協会 教職員研修費	一部見直し 1年以内		⑤・⑧	補助対象経費が曖昧であり、広い範囲で補助しているように見受けられる。要綱・補助基準の見直しが必要である。
	14	私立幼稚園協会 園児健康管理費	継続			使途が明確で、公益性がある。
	15	私立幼稚園協会 寄生虫卵検査	継続			使途が明確で、公益性がある。
	16	私立幼稚園協会 園具・教具	一部見直し 3年以内		②	毎年定額を補助するのではなく、必要な時に必要に応じて補助する方が効果的だと考える。
	17	認定保育室	継続	○		都制度に基づく補助。運営費補助だが、使途は明確である。
	18	認定家庭福祉員	継続	○		都制度に基づく補助。運営費補助だが、使途は明確である。
高齢者福祉課	19	民生委員児童委員協議会	継続			公益性の高い団体と認められ、活動も活発である。補助金の使途も明確である。
	20	原爆被爆者の会	継続			会員の高齢化が進んでおり、会員数も減少傾向である。今後の活動のあり方と、会の存続方法が課題である。

	21	遺族会	一部見直し 3年以内		⑦	補助金額以上の繰越金が発生している。毎年経常的に発生するようであれば、補助金額を削減するべきである。
	22	社会福祉協議会	一部見直し 3年以内	○	③	相談業務が爆発的に増加していることもあり、時間外勤務が市役所平均と比較して多くなっている。就業時間の変更や代休の徹底を図るなど、削減の努力はされているようだが、当面の目標としてまず市の福祉部門の平均時間、最終的には市役所の平均時間まで削減できるよう一層工夫されたい。
	23	シルバー人材センター	一部見直し 3年以内	○	③	高齢化が進む社会の中で、登録会員数が減少傾向である。総体的に機能が低下しているのではないか。事業者として具体的な目標値を定めて会員の増強や就業の拡大に取り組むことが望まれる。今後、魅力あるセンターづくりが課題となる。また、繰越金と補助金のバランスを考えた運営が求められる。
	24	高齢クラブ連合会・単位クラブ	一部見直し 3年以内	○	②	連合会の事務を一部市が行っているが、当団体は自立性が高く、会としても安定しているため、活動の独立性を確保すべく組織の運営を見直すことが望ましい。
	25	有償家事・介護援助サービス	継続	○		都制度に基づく補助であり、地域に根差した公共性の高い事業である。
障害者福祉課	26	身体障害者協会	一部見直し 1年以内		⑧	補助金の充当先が明確でないため、用途を明確にして執行するよう図られたい。見直し基準と要綱に齟齬が生じる場合は、要綱を見直す必要がある。
	27	聴力障害者協会	一部見直し 1年以内		⑧	補助金の充当先が明確でないため、用途を明確にして執行するよう図られたい。見直し基準と要綱に齟齬が生じる場合は、要綱を見直す必要がある。
	28	肢体不自由児父母の会	一部見直し 1年以内		⑧	補助金の充当先が明確でないため、用途を明確にして執行するよう図られたい。見直し基準と要綱に齟齬が生じる場合は、要綱を見直す必要がある。
	29	手をつなぐ親の会	一部見直し 1年以内		⑧	補助金の充当先が明確でないため、用途を明確にして執行するよう図られたい。見直し基準と要綱に齟齬が生じる場合は、要綱を見直す必要がある。

	30	通所訓練等運営費	継続	○		都制度に基づく補助であり、継続して補助する。
	31	障がい者地域生活援助 家賃補助等	継続	○		都制度に基づく補助であり、継続して補助する。
健康課	32	黎明会 けやきの郷	継続			市内唯一の介護老人保健施設であり、公益性が高い。市は建設費を補助しているが、終期も決まっており、指摘事項はなし。
ごみ減量対策課	33	ごみ減量推進実行委員会	継続			市民協働の事業として補助を継続する。
産業振興課	34	産業まつり（農業部門）	継続			イベント事業の財源として適正に執行されている。都 市型農業の発展につながるような展開を期待する。
	35	商工会	一部見直し 3年以内		③	市の商工振興の一翼を担っている団体である。近年、 事業者全体の中で商工会への加盟率が50%未満と低く なっている。恒常的に加盟率の向上をはかり、商工会 の活動を強化することが課題となる。
	36	商店会街路灯電気料補 助	継続			補助金の充当先も明確で、公益性も高い。
	37	中小企業等活性化推進	一部見直し 3年以内		③	補助金支出により商工振興がどれだけされたのかとい う効果を明確にして、事業展開を図るべきである。地 元商工と地域産業の発展のために活用されたい。
	38	グリーンロード推進協 議会	継続			発足から10年が経過しており、小平グリーンロードも 定着した感がある。小平市の貴重な観光資源として、 さらなる発展を期待したい。
地域文化課	39	消費生活展	一部見直し 3年以内		②・③	消費生活展において、研究発表をする際の補助である が、補助金額が小さく、零細補助である。公益的な価 値がどれだけあるのか、判断が困難である。補助制度 のあり方については、廃止を含めて検討をされたい。
水と緑と公園課	40	緑と花いっぱい運動の 会	一部見直し 1年以内		③・⑥	市民にとって小平市の緑は魅力あるものと受け止めら れている。しかし当団体の活動としては、会員の減少 も見られ、やや縮小傾向にある。市民の関心も高く、 協働事業として位置づけることができるものであり、 活動のPRを含め積極的な事業の活性化が課題であ



						る。
交通対策課	41	交通安全協会	継続			市の交通安全施策とタイアップした活動をしており、補助金支出の妥当性が認められる。今後も事故の発生件数の減少につながるような積極的な啓発活動を期待する。
都市開発課	42	小川駅西口地区市街地再開発準備組合	継続			再開発事業の実施に向けて今後とも活動することを期待する。
学務課	43	学校保健会	一部見直し 3年以内		②・③	財源が市の委託料及び補助金であり、団体としての自立性に欠ける。補助金を廃止し、市の直営で実施するのが適当ではないか。
	44	中学校部活動	継続			学校教育の一貫として位置づけられており、大会派遣は活動の成果と言える。公費負担は妥当と考えるため、従来どおり継続する。
生涯学習推進課	45	青少年対策地区委員会	一部見直し 3年以内		⑦	活動自体は大変活発で、公益性がある。しかし、団体ごとの決算書を見ると、補助金以上の繰越金が発生しているものがある。繰越金、積立金について会計処理上整理する必要がある。
	46	子ども会育成者連絡協議会	一部見直し 3年以内		③	当連絡協議会には市内の全子ども会のうち1/3しか加盟しておらず、加盟率の低さが問題である。より多くの子ども会に補助金の効果が及ぶよう、具体的に計画をたてて加盟率の向上を目指す必要がある。また現在の補助制度だと、加盟団体へ配分される補助金は8千円程度であり、廃止の影響は少ないと考えられる。今後加盟率の向上が見られないようであれば一旦廃止の方向も視野に入れ検討するべきである。
	47	鈴木ばやし保存会	一部見直し 3年以内		⑥	市内唯一の無形文化財であり、団体としての価値は高い。積立金及び財務内容を見ても、自立性の高い安定した団体と見なせる。毎年の定額補助は廃止し、例えば山車の修理が必要になったら補助するなど、必要な時に必要な分だけ補助する方が効果的と考える。
	48	郷土研究会	一部見直し 3年以内		③	会員の減少が顕著であり、活動内容も活発でない。公益性の観点から、活動内容に応じた補助金額にするべ

						きである。
体育課	49	体育協会	継続			活発な活動が認められる。継続して補助することとする。
	50	各種スポーツ大会選手派遣	一部見直し 1年以内		②	市民以外の選手にも補助金を交付している。交付基準では、補助対象選手の住所要件について明記されていないため、市が補助する事業としての公益性を考慮して補助金の交付にかかる適正化が図られるよう今後検討されたい。
図書館	51	子ども文庫連絡協議会	継続			長期にわたり行政活動の補完的な役割を担っており、会の存在意義は高い。今後とも継続的に活発な活動を期待する。

## むすび

小平市の一般会計予算規模は、平成20年度当初予算で494億6,100万円であり、その中で補助金の占める割合は3.8%とごく一部です。本委員会では、このたびの9回にわたる検討で、小平市として補助金のあり方について方向性をまとめましたが、これによって即歳出の削減が図られ、財政が健全化されるとは考えられません。また、これからの行政運営では、市が市民・団体と協働して推進していくことが求められており、補助金制度はそのための有効な手法の一つであることも認識したところです。削減するだけでなく、どうしたら効率的に活用させることができるかを考えることも、今後見直しを行う際の視点になっていきます。

今後、小平市の補助金制度が一層効果的に活用されるよう期待して、本委員会の報告書とします。

## 参 考 资 料

## 参 考 資 料 目 次

- 1 委員名簿……………資 1
- 2 小平市補助金等見直し検討委員会設置要綱……………資 2
- 3 委員会スケジュール……………資 4
- 4 小平市補助金評価票……………資 6
- 5 補助金交付要綱……………資 5 9

小平市補助金等見直し検討委員会 委員名簿

(選出区分で五十音順・敬称略)

選出区分	氏 名	所属・住所等
有識者委員（委員長）	亀谷 二男	中央大学 経済学部 特任助教
有識者委員	川口 雅也	公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）
有識者委員（副委員長）	北垣 武久	（有）ヒューリッドコンサルティング 代表取締役
公募委員	佐藤 千鶴子	天神町
公募委員	中崎 良平	鈴木町
公募委員	藤澤 則子	天神町
公募委員	松村 章夫	たかの台

## 小平市補助金等見直し検討委員会設置要綱

平成21年 3月 1日 制定

### (設置)

第1条 小平市補助金等交付規則（昭和48年規則第11号）第2条第1項に規定する補助金等（国又は東京都が相当の反対給付を受けないで交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金を当該補助金等の財源の全部とするものを除く。以下「補助金等」という。）に係る市民等の意見を聴取し、行政の適正化を推進するため、小平市補助金等見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 補助金等の増額、減額及び廃止等の適否に関すること。
- (2) その他補助金等見直しのルールや情報の開示等に関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員7人以内をもって構成する。

2 委員のうち4人以内は、公募により選任する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

### (会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定

める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、平成21年3月1日から平成22年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。



## 委員会スケジュール

### 検討経過

第1回 平成21年3月26日（木） 午後3時～午後5時

#### 委員の委嘱

- <議題> 1 委員長、副委員長の選出  
2 小平市の財政状況について  
3 小平市の補助金の概要について  
4 運営及びスケジュールについて

第2回 平成21年4月27日（月） 午後3時～午後5時

- <議題> 1 自治体政策の見方・考え方  
2 小平市の重点政策  
3 補助金見直しの必要性と見直し実例  
4 検討対象事業について

第3回 平成21年6月1日（木） 午後3時～午後5時

#### <議題> 個別の補助金の検討 8項目

私立幼稚園協会、認定保育室、認定家庭福祉員等

第4回 平成21年6月29日（月） 午後3時～午後5時

#### <議題> 個別の補助金の検討 6項目

青少年対策地区委員会育成、子ども会育成、鈴木ばやし  
保存会、郷土研究会、体育協会等

第5回 平成21年8月4日（月） 午後3時～午後5時

<議題> 個別の補助金の検討 15項目

文化振興財団、国際交流協会、民生委員児童委員協議会、  
市民まつり実行委員会、緑と花いっぱい運動の会等

第6回 平成21年9月15日（火） 午後3時～午後5時

<議題> 個別の補助金の検討 12項目

社会福祉協議会、シルバー人材センター、高齢クラブ、自  
治会、中学校部活動、通所訓練等運営費等

第7回 平成21年9月28日（月） 午後3時～午後5時

<議題> 個別の補助金の検討 10項目

黎明会けやきの郷、職員互助会、産業まつり、商工会、グ  
リーンロード推進協議会、交通安全協会、ごみ減量推進実  
行委員会等

第8回 平成21年10月27日（火） 午後3時～午後5時

<議題> 検討結果報告書（案）について

第9回 平成21年11月27日（金） 午後3時～午後5時

<議題> 検討結果報告書（案）について